○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県飯田市上村七三〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村駒場一七九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市西大谷字本田垣内二一三の一から二一三の一九まで、二一四、二一五の一から二一五の三まで、二一六から二二二まで、二二二の一、二二二の二、字岩谷二二七から二二九まで、二三一、二四四の二から二四四の四まで、二四五、二四六の一、二四六の二、字竹ノ谷二四七、二四七の一、二四八、二四九の一から二四九の三まで、二五〇、二五九の一、二五九の二、二六〇の一から二六〇の四まで、二六二の一、二六二の二、二六三の一から二六三の三まで、二六四、字中村垣内三〇五、三〇七の三、三〇九、三〇九の一、三〇九の二、三一〇、三一〇の一、三一一、三一一の一、三一二の一、三一二の二、三一三から三一五まで、三一五の一、三一五の二、三一六から三一九まで、字沼田ノ谷三二〇、三二〇の一、三二一、三二二の一、三二二の二、三二三から三三七まで、三三八から三四〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四一、三四二（次の図に示す部分に限る。）、三四三、三四四、三四五から三四七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四八、三四九の一（次の図に示す部分に限る。）、三四九の二、三五〇・三五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五二の一、三五二の二、三五三の一、三五三の二、三五四の一（次の図に示す部分に限る。）、三五四の二、三五四の三（次の図に示す部分に限る。）、三五五、三五六の一から三五六の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正中津川字西峯山七三五の四七、大正大奈路字竹ノ谷九二四の二三、九二四の九一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正中津川字横平山七六五三、七六五四の二、七六五四の三、字朝日山七六六〇の九、七六六〇の三二、七六六〇の三三、大正大奈路字向栗ノ木瀬九二八の一、九二八の二、字琴井ノサコ九五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町希ノ川字西ダバ一三四の一、大正中津川字横平山七六五三、七六五四の二、七六五四の三、字朝日山七六六〇の九、七六六〇の三二、七六六〇の三三、大正大奈路字向栗ノ木瀬九二八の一、九二八の二、字琴井ノサコ九五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県室戸市羽根町字小松甲二八五二の二、甲二八五四、字日裏山乙三六九八の口

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小松甲二八五二の二・字日裏山乙三六九八の口（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）